

秋田県健康環境センター不正防止計画

この計画は、秋田県健康環境センターが、秋田県健康環境センター「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」に基づく実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に定める公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

I 組織体制

実施要綱第2章のとおりとする。

II 不正使用防止計画

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	週1回の班長以上の打合せ会議等において、随時、責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費補助金等を扱う研究員等に研修を行う。 ・ 事務処理手続き、可能な限り県の歳入予算に計上する補助金等の取り扱いに準じて行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・ 公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 ・ 不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究員等に対し、公的研究費の適正な運営及び管理に関して、周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・ 不正使用を行った場合は、条例等に基づき、厳しい処分を行うことを周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関での不正使用事案等の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

4. 公的研究費の適正な運営及び管理活動	
不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
発注段階での財源特定がなされていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等での指導・注意喚起を行う。

附則

(施行期日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要項は、平成28年9月27日から施行する。